

宇都宮都市計画事業
岡本駅西土地区画整理事業

保留地公売

(一般競争入札)

実施要領

[令和8年2月]

◎ 宇都宮市

都市整備部 西部・北部区画整理事業課

TEL 028-632-2854

保留地公売（一般競争入札）の概要

入札参加申込書等の提出	
申込期間： 令和8年2月2日(月)～令和8年2月13日(金) 申込場所： 宇都宮市役所 本庁舎10階 都市整備部西部・北部区画整理事業課 (住所) 宇都宮市旭1丁目1番5号	詳細： 3頁

入札参加資格決定の通知	
通知日： 令和8年2月17日(火) 予定	詳細： 3頁

入札保証金の納付	
納付期間： 令和8年2月17日(火)～令和8年2月25日(水) 納付方法： 入札保証金を宇都宮市指定金融機関、宇都宮市指定代理金融機関又は宇都宮市収納代理金融機関で納付してください。	詳細： 4頁

入札・開札	
入札日： 令和8年2月25日(水) 受付時間： 午前9時00分から午前9時30分まで 入札時間： 午前9時45分頃予定(受付終了後、入札) 開札時間： 入札締切り後、即時開札 会場： 宇都宮市役所 本庁舎 14階 14C会議室	詳細： 4頁

契約の締結	詳細： 5頁
-------	--------

物件の引渡し	詳細： 6頁
--------	--------

保留地公売（一般競争入札）実施要領

1 入札の概要

宇都宮都市計画事業岡本駅西土地区画整理事業により、新しく生み出された土地を保留地として、現況有姿のまま、一般競争入札で売却します。

入札参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みになり、内容を十分把握したうえで、お申込みください。

2 公売物件

保留地番号	物件所在	単価	地積	予定価格 (最低入札価格)
245	89街区9画地 (下岡本町)	76,400円／m ²	1,001.28m ²	76,497,792円

【売却条件】

①土地利用条件

「宇都宮市立地適正化計画」に基づく次の3つの機能のうち、いざれかの施設を含む、自己所有の建物を建築すること。（別紙参照）

- ・「身近な都市機能」
- ・「少子・超高齢社会に対応した都市機能」
- ・「住む人等の移動の場面や都市活動を支援する機能」

②公序良俗に反する使用的の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しないこと。

③風俗営業等の禁止

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1号に掲げる風俗営業及び同条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物を建築しないこと。

④その他

売買契約の締結後に、①、②、③の条件に合う自己所有の建物を建築し、3年以内に施設運営を開始するものとし、施設運営開始後、10年以上、対象施設の運営を継続すること。

⑤義務の継承

売買物件の使用収益権（換地処分により宇都宮市が売買物件の所有権を取得することを停止条件とする所有権）又は所有権（以下「使用収益権又は所有権」という。）を第三者に移転するときは、当該第三者に上記の条件を書面で引き継ぐとともに遵守されること。当該第三者がこの土地の使用収益権又は所有権を移転するときも同様とする。

3 入札参加資格

入札参加者は次の全ての要件を満たす個人又は法人とします。（共有での申込も可）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から3年の期間が経過していない者でないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定（公有財産に関する事務に従事する職員の行為の制限）に準じ、この保留地処分の入札に関する事務に従事する宇都宮市職員でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- (6) 会社再生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続き及び民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画及び民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）
- (7) 国税（法人の場合のみ）、県税、市税を滞納していないこと。
- (8) 入札参加者申込により「入札参加資格決定通知書」を通知され、入札資格を得た者であること。

4 申込手順

(1) 保留地公売（一般競争入札）実施要領その他関係資料の配布

ア 配布期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで

イ 配布方法

宇都宮市ホームページからダウンロードできます。

(2) 入札参加申込書等の提出

入札参加申込書その他必要な書類の提出は、次の事項に従い、必ず持参により提出してください。なお、郵便、信書便、ファックス、電子メールの提出は不可とします。

ア 受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで (土日祝日を除く。)

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

ウ 提出先 宇都宮市役所 本庁舎10階 都市整備部 西部・北部区画整理事業課

エ 提出書類

次の①から⑦までの書類を提出してください。なお、①、③、⑦については、様式集にある様式を使用し、提出してください。

- ① 入札参加申込書
- ② 登記事項証明書・履歴事項全部証明書
- ③ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ④ 国税関係（納税証明書（その3の3））（法人の場合のみ提出）
- ⑤ 県税関係（納税証明書）
- ⑥ 市税関係（市税完納証明書）
- ⑦ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

オ 留意事項（提出書類に関する事項）

（ア）提出期限後の申込書類の内容変更は認めません。なお、申込書類の不備も含めて期限までに必要な書類が整わない場合は、受付ができませんので、余裕をもって提出してください。

（イ）申込に要する費用は、申込者の負担とします。

（ウ）申込書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、使用する通貨は日本円とします。

（エ）申込書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

（オ）情報公開の必要から、提出書類のうち個人情報以外の部分を公開する場合があります。

(3) 入札参加資格決定の通知

提出期限の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に申込者あてに「入札参加資格決定通知書」（参加の可否について）を送付します。

入札参加有資格者は、「入札参加資格決定通知書」を入札会場に持参してください。

(4) 個人情報の取扱い

申込者から提出のあった入札参加申込書その他提出書類に記載された個人情報については、本入札事務のみに使用します。

5 入札

(1) 入札及び開札【入札後、即時開札】

- ア 日時 令和8年2月25日(水)
受付時間 午前9時00分から午前9時30分まで
入札時間 午前9時45分頃を予定(受付終了後、入札)
イ 場所 宇都宮市役所 本庁舎14階 14C会議室

ウ 提出書類等

- ①入札書
 - ②委任状(代理人が出席する場合のみ)
 - ③入札参加資格決定通知書(提示のみ)
 - ④入札保証金納入通知書兼領収証書(提示及び写しの提出)
- ※ ①②について、様式集の様式を使用してください。

エ 提出方法 入札書は封かんして提出してください。

オ 注意事項 様式外の入札書は無効とします。

- ・開札は、上記時間を厳守して行います。
- ・入室の際、「入札参加資格決定通知書」及び「入札保証金納入通知書兼領収証書」の確認を行いますので必ず通知書等を持参してください。また、代理人が出席する場合は、委任状が必要となりますので、事前に準備してください。

(2) 入札保証金の納付及び返還等

ア 入札保証金の納付

- (ア) 入札にあたっては、入札保証金の納付が必要です。公売物件の入札保証金は次のとおりです。

入札保証金
100,000円

(イ) 「入札参加資格決定通知書」と一緒に、納付書を送付しますので、令和8年2月25日(水)入札時間前までに宇都宮市指定金融機関、宇都宮市指定代理金融機関又は宇都宮市収納代理金融機関の窓口で納付してください。

(ウ) 入札保証金を納付すると、金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収証書が返却されます。領収証書は、入札の際、提示及び写しの提出が必須となりますので、大切に保管してください。

イ 入札保証金の返還

(ア) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座への振込みにより返還します。返還先の口座は、様式集にある「入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書」へ御記入のうえ提出してください。なお、返還は入札終了後、4週間程度かかりますので、あらかじめ御了承ください。

(イ) 返還する入札保証金に利息は付しません。

(ウ) 落札者の入札保証金は、宇都宮市土地区画整理事業保留地処分規則(平成元年規則第52号)第15条第3項ただし書きの規定により契約保証金に充当することができます。

6 入札の心得

- (1) 入札参加者は、公告内容、入札に関する条件等入札に必要な事項について、了承しないなればなりません。
- (2) 入札者又は代理人は入札受付終了後、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、入札者又は代理人自らが入札箱に投函しなければなりません。
- (3) 入札者は、公売物件について他人の代理人を兼ねることはできません。
- (4) 代理人が入札に参加しようとする場合は、委任状が必要です。

また、代理人は、公売物件について2人以上の代理人となることはできません。

- (5) 2名以上の連名の場合でも、公売物件については、重複して入札することはできません。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 入札者は、入札執行について担当職員の指示に従わなければなりません。

7 入札の延期等

- (1) 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を延期又は中止することがあります。
- (2) 入札を延期又は中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損害を受けても、宇都宮市は賠償の責めを負いません。

8 開 札

- (1) 開札は、入札が終了次第、入札者又は代理人の面前で行います。
- (2) 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができます。

9 再入札

各人の入札書に記載された金額が予定価格に達しないときは、入札の条件を変更しないで、2回を限度に、直ちに再度の入札をする場合があります。

10 落札者の決定

- (1) 宇都宮市が定める予定価格以上で最高の価格の入札者をもって、落札者とします。
- (2) 落札となるべき公売価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きで落札者を決定します。当該入札者がくじを引かないときは、その者は、当該入札に係る権利を放棄したものとみなします。

11 入札の無効

- (1) 入札参加の資格がない者が入札したとき又は委任状を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 他人の代理を兼ねたとき又は2人以上の代理をしたとき。
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しないとき。
- (4) 入札書に記名のないとき。
- (5) 入札書の記載が不明確なとき。
- (6) 入札書の金額を訂正したとき。
- (7) 公売物件について2通以上の入札をしたとき。
- (8) 入札に関し、不正の行為があったとき。

12 売買契約

- (1) 落札者には売却決定通知書によりその旨を通知します。売却決定の通知を受けた落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10に相当する金額（円未満切上げ）を宇都宮市が発行する納入通知書により納付し、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に売買契約を締結しなければなりません。
落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができます。
- (2) 落札者が上記期間内に売買契約を締結しない場合は、落札者の決定を取消します。
この場合、落札者が納付した入札保証金は宇都宮市に帰属し、返還いたしません。
なお、落札後に契約を辞退した者については、売買物件の再度の入札には参加できません。
- (3) 売買契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担となります。

13 契約の条件

- (1) 契約締結のときから売買物件の引き渡しのときまでにおいて、宇都宮市、落札者

のいずれの責めに帰することのできない事由により、売買物件を引き渡すことができなくなったときは、落札者は、売買代金の一部又は全部の支払いを拒むことができるものとしますが、契約締結のときから売買物件の引き渡しのときまでにおいて、落札者の責めに帰すべき事由により、売買物件を引き渡すことができなくなったときは、落札者は、売買代金の一部又は全部の支払いを拒むことができないものとします。

- (2) 売買物件は、現況有姿のまま引渡すものとします。
- (3) 落札者は、契約締結後、売買物件が種類、品質（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合においても、売買物件の修補、代替物の引き渡し若しくは不足分の引き渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとします。ただし、契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、民法（明治29年法律第89号）の規定によるものとします。
- (4) 売買物件について、敷地内に設置されている工作物（電柱、支線、電線、電話線、防犯灯等）の取扱いについては、現状維持を原則としますが、売買契約後、現状の構造、設置場所等に変更を加えようとする場合は、落札者が事前に設置者又は管理者等と調整を行うものとします。
- (5) その他の工作物についても、移設・撤去等が必要な場合は、落札者が設置者又は管理者等と直接調整するものとします。
- (6) 売買物件と隣接する土地にまたがって工作物や占有物、地中埋設物等の越境物があった場合でも、宇都宮市は関与せず一切の責任を負わないものとし、落札者が隣接地の関係者と協議するものとします。なお、契約後に越境が判明した場合も同様とします。
- (7) 売買物件について、落札者は栃木県暴力団排除条例（栃木県条例第30号）第16条第1項により暴力団事務所の用に供してはならないものとします。
- (8) 売買物件に建物等を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の関係法令又は栃木県若しくは宇都宮市の条例等により指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合があることから、落札者が事前に関係機関に確認するものとします。

1.4 売買代金の納付

- (1) 契約者は、宇都宮市が発行する納入通知書により、宇都宮市が指定する日まで（契約締結の日から2月以内）に売買代金を納付していただきます。
契約締結と同時に売買代金全額を納付することもできます。
- (2) 契約保証金は、売買代金完納後に契約者に還付します。
契約保証金は、売買代金の一部に充当することもできます。
- (3) 納入通知書に記載された納期限までに、売買代金の納付がない場合には、宇都宮市は、契約を解除することがあります。この場合、契約保証金は、違約金として、宇都宮市に帰属し、還付いたしません。

1.5 使用収益権又は所有権の移転等

- (1) 通常の宅地売買では契約後に所有権移転登記を行うことができますが、保留地の場合は登記がないため、土地区画整理事業完了後（土地区画整理法第103条第4項に規定する換地処分の公告の日の翌日）を所有権移転の時期とします。それまでの間は、売買代金の納付があったときに使用収益権が落札者に移転するものとし、同時に売買物件の引き渡しをしたものとします。
登記簿ができるまでの間、権利関係を明確にしておく必要があるため、宇都宮市は、「保留地権利登録台帳」を備え付けており、当該台帳に売買物件の使用収益権者等の住所、氏名等を登録し、管理しますので、氏名の変更、土地の売買等による権利変動がありましたら、必ず宇都宮市（西部・北部区画整理事業課）に御連絡ください。
- (2) 所有権移転登記に必要な費用は、契約者の負担となります。

16 契約の解除

(1) 契約の解除

- 次のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができます。
- (ア) 契約の締結又は履行に不正があったとき。
 - (イ) 契約者が契約条項に違反したとき。
 - (ウ) 契約者が宇都宮市土地区画整理事業保留地処分規則の規定に違反したとき。

(2) 契約解除の効果

契約を解除したときは、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収するものとし、売買代金完納前にあっては契約保証金をもってこれに充て、売買代金完納後にあっては売買代金として受領している金額のうち違約金相当額をもってこれに充てます。

- (3) 契約の解除及び違約金の徴収の通知を受けた契約者は、宇都宮市が指示する期間内に、自己の費用で売買物件を原状に回復して宇都宮市に引き渡さなければなりません。
- (4) 宇都宮市は、売買物件の引渡しを受けたときは、違約金を控除した売買代金の残金を還付します。
- (5) 還付金には、利子を付しません。

17 買戻し特約

(1) 買戻しの特約

宇都宮市は、売買契約の締結後に、契約者又はこの土地の転得者が以下の条件に違反したときは、契約締結の日から10年間、売買物件を買い戻すことができます。

- ア 土地利用条件（P2 売却条件①）
- イ 公序良俗に反する使用の禁止（P2 売却条件②）
- ウ 風俗営業等の禁止（P2 売却条件③）
- エ 建物の建築等

売買契約締結後ア、イ、ウの条件に合う自己所有の建物を建築し、3年以内に施設運営を開始するものとし、施設運営開始後10年以上、対象施設の運営を継続すること。

オ 転売禁止

売買契約の締結日から10年間は売買物件の使用収益権又は所有権を第三者に移転できません。ただし、使用収益権又は所有権を移転する第三者について宇都宮市の書面による承認を得た場合は、この限りではありません。

カ 義務の継承

契約者は、売買物件の使用収益権又は所有権を第三者に移転するときは、上記アからオの条件を当該第三者に書面で引き継ぐとともに、遵守させなければなりません。

当該第三者がこの土地の使用収益権又は所有権を移転するときも同様とします。

(2) 買戻しの登記

契約者及びこの土地の転得者は、買戻しの特約について、土地区画整理法第103条第4項に規定する換地処分の公告の日以前においては、土地区画整理法第85条第1項の所有権以外の権利で登記のないものの申告をすることに同意するものとし、土地区画整理法第103条第4項に規定する換地処分の公告の日以後においては買戻しの特約の登記をすることに同意するものとします。

契約者及びこの土地の転得者は、買戻権が設定された土地を分筆したときは、設定された当初の売買代金を分筆後の面積に応じて按分した額を分筆後の各土地の売買代金とする買戻権変更登記に同意するものとします。

買戻しの特約の登記に要する費用は、契約者又はこの土地の転得者の負担とし

ます。

契約者又はこの土地の転得者は、買戻しの特約期間が経過したときは、宇都宮市に対して当該買戻しの特約の登記の抹消登記を請求するものとし、宇都宮市は、その請求を受理したときは遅滞なく、当該買戻しの特約登記の抹消登記を嘱託するものとします。

買戻しの特約の登記の抹消登記に要する費用は、契約者又はこの土地の転得者の負担とします。

(3) 買戻権の行使

宇都宮市が買戻権を行使するときは、契約者又はこの土地の転得者が支払った売買代金を還付します。

買戻権が設定された土地を分筆したときは、売買代金を分筆後の面積に応じて按分した額を分筆後の各土地の売買代金とし、分筆後の各土地について、買戻権を行使したときは、分筆後按分した売買代金を還付します。

なお、還付金には利子を付しません。

宇都宮市が買戻権を行使するときは、契約者又はこの土地の転得者は、自らが負担した契約の費用およびこの土地に支出した必要経費、有益費、違約金その他一切の費用を宇都宮市に請求することができません。

宇都宮市が買戻権を行使した場合において、契約者若しくはこの土地の転得者又は第三者に損害が生じても宇都宮市はその責任を負いません。

18 金融機関の融資について

保留地の所有権移転登記は換地処分（事業終了）後になりますので、それまでの間、保留地には抵当権設定登記ができません。

融資につきましては、各金融機関に御相談ください。

19 その他入札に関する事項

入札に参加しようとする者は、本要領に記載された事項について了承したものとみなします。

また、この入札に参加しなかった者は、売買物件の再度の入札には参加できません。

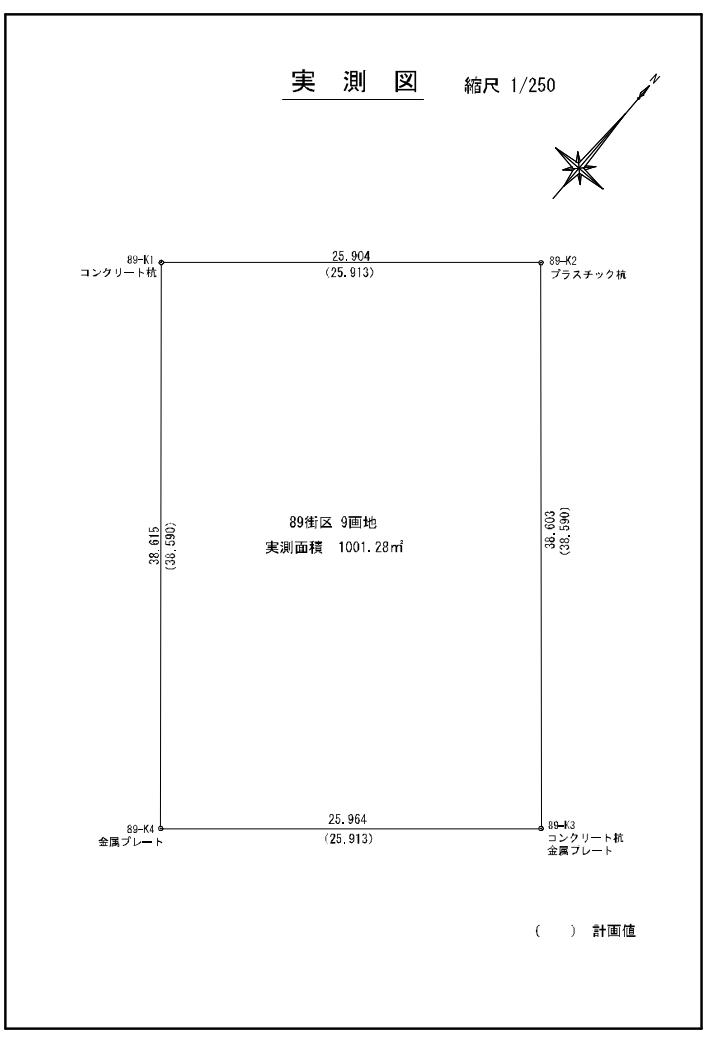
物 件 調 書

保 留 地 番 号	2 4 5	最 低 入 札 価 格	7 6, 4 9 7, 7 9 2 円		
所 在 地	下岡本町（岡本駅西地区画整理事業地内）				
土 地	8 9 街 区 9 画 地	地 積	1, 0 0 1. 2 8 m ² (約 3 0 3 坪)	地 目	宅 地
接 面 道 路 等 の 幅 員 及 び 構 造	都市計画道路岡本駅西線（20m）に接面しており、都市計画道路駅西中央通り（12m）に近接する。				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域			
	用 途 地 域	近 隣 商 業 地 域			
	建 べ い 率	8 0 %	容 積 率	2 0 0 %	
	防 火 地 域 等	準 防 火 地 域	その他の制限等	景 觀 形 成 重 点 地 区 (岡本駅周辺地区)	
供 給 处 理 施 設 の 状 況	電 気	有	東 京 電 力 (株) カ ス タ マ ー セン タ ー 栃 木	0 1 2 0 - 9 9 5 - 0 0 7	
	都 市 ガ ス	無			
	上 水 道	有	宇 都 宮 市 上 下 水 道 局 工 事 受 付 セン タ ー 接 続 工 事 受 付 グ ル プ	0 2 8 - 6 3 3 - 3 1 6 4	
	下 水 道	有			
交 通 機 関	バ ス	関 東 バ ス 岡 本 駅 西 口 約 1 0 m			
	鉄 道	JR 宇 都 宮 線 岡 本 駅 約 3 0 m			
公 共 施 設	河 内 地 区 市 民 セン タ ー	約 2, 5 0 0 m			
	岡 本 西 小 学 校	約 2, 2 0 0 m			
	河 内 中 学 校	約 2, 3 0 0 m			
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業区域に位置しており、立地適正化計画においても都市機能誘導区域に設定され、都市機能の効率的で持続的な確保を図るべき区域になっている。また、交通結節点である鉄道駅前に都市機能を有する施設を立地誘導することにより、「生活の利便性の向上」「居住誘導」「公共交通の利用促進」を進める。 ・「宇都宮市立地適正化計画」に基づく次の3つの機能のうちいずれかの施設を含む自己所有の建物を建築し、3年以内に施設運営を開始するものとし、施設運営開始後10年以上、対象施設の運営を継続すること。（別紙参照） <p>「身近な都市機能」</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所、歯科診療所、調剤薬局、銀行、スーパー・ドラッグストア 「少子・超高齢社会に対応した都市機能」 介護保険サービス提供施設、子育て支援施設 「住む人等の移動の場面や都市活動を支援する機能」 コンビニエンスストア 等 <ul style="list-style-type: none"> ・地区画整理法第76条の規定に基づく許可が必要になりますので、あらかじめ御相談ください。 ・都市機能誘導施設立地促進補助金の詳細は、「宇都宮市 都市整備部 N C C 推進課拠点形成グループ（028-632-2563）」にお問い合わせください。 ・違約金、入札物件の返却等 <p>(1) 買受人が売却条件に規定する制限及び義務に違反した場合には、宇都宮市が売買物件を買い戻すことがあります。宇都宮市が買戻権を行使した場合において、契約者若しくはこの土地の転得者又は第三者に損害が生じても宇都宮市はその責任を負いません。また、売買契約を締結した日から起算して、10年間の買戻しの特約を設定し、買戻しの特約を保留地権利登録台帳に登録します。</p> <p>(2) 本物件に係る売買契約条項に違反したときは、同契約を解除し、宇都宮市が指定する期間に、買受人の費用で本物件を売却時の現状に回復して返還していただきます。</p> <p>また、契約に定める条項を履行しないことにより、宇都宮市に損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として請求します。</p> <p>・岡本駅西地区は、地域特徴として、地層に自沈層が見受けられます。公売保留地は地質調査・地盤調査を行っておりません。建築の際に地質調査・地盤調査・地盤改良等を実施する場合は、買受人の負担となります。</p>				

N
4

縮尺はフリーです。

実測図 縮尺 1/250



参考 関係法令

風営法第2条第1号及び第6項

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業
- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

宇都宮市土地区画整理事業保留地処分規則（抜粋）

第15条 入札に参加しようとする者は、入札の日までに入札保証金として10万円を納付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、入札保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「当せん者保証金」とあるのは「入札者保証金」と、第8条第4項第2号中「当せん者」とあるのは「落札者」と読み替えるものとする。

3 入札保証金は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合に返還する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

（入札の無効）

第21条 次に掲げる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者が入札したとき、又は委任状を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しないとき。
- (4) 入札書に記名のないとき。
- (5) 入札書の記載が不明確なとき。
- (6) 入札書の金額を訂正したとき。
- (7) 公売物件について2通以上の入札をしたとき。
- (8) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この規則又は市長の定める条件に違反したとき。

(契約の締結等)

第26条 前項の規定による通知を受けた者（以下「契約の相手方」という。）は、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に契約を締結しなければならない。

2 市長は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、前条の規定による決定を取り消し、その旨を契約の相手方に通知するものとする。

別 紙

■ 都市機能の類型と誘導施設の対象一覧

区分		誘導施設の対象		概要	
イ 身近な 都市機能	医療	病院等	鉄軌道駅 周辺型のみ	<u>市民が日常的に利用する内科や整形外科を中心とした診療科目を標榜し、入院機能を有する病院又は有床診療所</u>	
		診療所等		<u>かかりつけ医として、患者に身近な医療を継続的に提供することができる無床診療所、調剤薬局、訪問看護ステーション</u>	
	商業	スーパー・ ドラッグストア	鉄軌道駅 周辺型	<u>店舗面積 1,000 m²を超える、10,000 m²以下のスーパー（生鮮食品を扱うもの）・ドラッグストア</u>	
			幹線バス路線等 結節点周辺型	<u>店舗面積 1,000 m²を超える、3,000 m²以下のスーパー（生鮮食品を扱うもの）・ドラッグストア</u>	
	金融	銀行支店・ 出張所等	鉄軌道駅 周辺型のみ	同左	
	教育	中学校			
		小学校			
ウ 少子・超 高齢社会に 対応した都 市機能	高齢者 支援	介護保険サービス 提供施設		<u>指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた者による当該サービス提供施設（小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護など）</u>	
	子育て 支援	教育・保育施設等		<u>保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る施設</u>	

■ 都市活動(移動)支援機能の類型と誘導施設の対象一覧

区分		誘導施設の対象		概要
住む人等の移動の場面や 都市活動を支援する機能	商業	コンビニエンスストア	都市活動支援施設	同左
	情報・交流	都市活動支援施設		仕事や勉強、交流など、多目的な活動を行える施設（飲食店等との併設型も含む）